

奈良県 審査基準概要一覧表

区分				【審査基準】		
				項目	「方針・判断基準」 概要	
1	総則	1	目的		この運用技術マニュアルは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る技術基準を定め、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。	
2	盛土及び切土	1	盛土のり面の勾配・形状	のり勾配	・30度以下とすること。	
				形状	・単一勾配とすること。	
				小段	・のり高5m以内ごとに幅1.5m以上を設置すること。 ・のり高15mごとに幅3.0m以上を設置すること。	
		2	切土のり面の勾配・形状	のり勾配	・土質に応じた勾配とすること。	
				小段	・のり高5m以内ごとに幅1.5m以上を設置すること。	
		3	のり面保護		・種子吹付工事等により緑化をはかり、風化その他の浸食に対して保護すること。	
		4	崖の上端に続く地盤面の形状		排水勾配	・崖の上端に続く地表面は崖の反対方向に勾配を設けること。
		5	地滑り抑止杭等			・崩壊又は滑りが生じないよう、必要に応じて、地滑り抑止杭等の土留めの設置を行うこと。
		6	盛土内の排水	(1) 盛土内の地下水排除工		・溪流や集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合、暗渠排水工、基盤排水層を設置すること。
				(2) 盛土内排水層		・盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土のり面の小段ごとに透水性が高い材料を用いた水平排水層を設置すること。
				(3) 排水施設等の標準的な仕様	管径・厚さ	①暗渠排水工 ・本管：300mm以上 ・補助管：200mm以上 ②基盤排水層 ・厚さ0.5m標準 ③水平排水層 ・厚さ0.3m以上
		設置間隔	①暗渠排水工 ・補助管間隔40m以内 ②基盤排水層 ・のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲 ③水平排水層 ・小段ごとに設置 ・範囲は小段高さの1/2			
		7	のり面の安定性の検討		対象とするのり高さ	・のり高さが15mを超える長大のり面
					安定計算	安全率 ・常時：1.5以上 ・地震時：1.0以上（水平震度：0.25）
8	溪流等における盛土			・溪流等での盛土は極力避けること。 ・原則として盛土高さは15m以下とすること。		
9	盛土の施工	ア 傾斜地盤上の盛土	段切り	・勾配が15度（約1：4）以上の傾斜地盤上に盛土をする場合		
		イ 敷均し	締固め	・盛土の敷均し厚さ（まき出し厚さ）は30cm以下とすること。		
3	擁壁	1	擁壁の設置条件		・盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える「崖」 ・切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える「崖」 ・盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える「崖」	
		2	擁壁の種類	(ア) 間知ブロック又はその他の練積み造擁壁		※ 擁壁高（全高）が1m以上のものは、安定計算、構造計算が必要（間知ブロック又はその他の練積み造擁壁は除く）
				(イ) 鉄筋コンクリート造擁壁		
				(ウ) 無筋コンクリート造擁壁		
(エ) くずれ石積擁壁						
3	高さの制限			・地上高さ50cm以上は擁壁とみなす。 ・間知ブロック又はその他の練積み造擁壁は、5m以下とすること。		

奈良県 審査基準概要一覧表

区分					【審査基準】			
					「方針・判断基準」			
					項目	概要		
		4	根入れ			<p>地盤土質</p> <p>①土質：第一種又は第二種 ・0.15h以上かつ35cm以上</p> <p>②土質：その他 ・0.20h以上かつ45cm以上</p> <p>※ hは地盤面から擁壁上端までの鉛直高さ</p>		
3	擁壁	5	擁壁の設置に関する事項	(1)	土質種別の設定	土質分類・種別	<p>・土質角度、単位体積重量、土圧係数、摩擦係数、地盤支持力の数値の設定は、現地の実況に応じて土質試験・地盤調査結果に基づき算出すること。</p> <p>・本技術マニュアル記載の設計数値表を使用する場合は、原則として、地盤および背面土のそれぞれにおいて、粒度試験を実施し、土質種別を明確に提示すること。</p> <p>・但し、設計数値表において最も安全側の土質種別の値を使用する場合は、粒度試験結果の提示は不要とする。</p>	
				(2)	斜面上に設置する擁壁	設置位置	<p>・擁壁の見え高さが0.4h以上、かつ1.5m以上、土質に応じた勾配線より後退すること。</p>	
				(3)	二段積み擁壁	設置位置	<p>・別個の擁壁として扱う場合、擁壁の見え高さが0.4h以上、かつ1.5m以上、後退させること。</p> <p>・上部擁壁に対する角度が土質角度を超えるものは二段擁壁とみなす。</p>	
				(4)	斜面に沿って設置する擁壁	設置形態	<p>・基礎底面を段切りにより水平にすること。</p>	
	6	擁壁の構造細目に関する事項	(1)	隅部の補強	寸法	<p>・h=3m未満：50cmとすること。</p> <p>・h=3m以上：60cmとすること。</p> <p>※ h：擁壁の見え高さ</p>		
			(2)	伸縮目地	設置間隔	<p>・20m以内に1ヶ所とすること。</p> <p>・隅角部：屈曲部より2.0m以上で擁壁の高さ程度離すこと。</p>		
			(3)	裏込材	厚み	<p>・コンクリート造：一律30cm以上とすること。</p> <p>・練り積み造：高さに応じて厚みを変化させること。</p>		
			(4)	水抜き穴	形状・設置	<p>・内径φ75mmとすること。</p> <p>・壁面面積3㎡以内に1ヶ所とすること。</p> <p>・擁壁の高さの1/2以下とすること。</p> <p>・千鳥配置とすること。</p>		
	7	間知ブロック又はその他の練積み造擁壁	(1)	要求性能	荷重条件	<p>・5KN/㎡程度とすること。</p>		
			(2)	土羽がある場合の扱い	みなし高さ	<p>・土質角度に応じた勾配線が斜面と交差した点までの垂直高さとする。</p>		
			(3)	練積み造擁壁の構造	形状寸法	<p>・擁壁見え高さhおよび土質により設定すること。</p>		
	8	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁	(1)	要求性能	安定計算・構造計算 載荷重 透水路 単位体積重量 土圧係数 摩擦係数 地震時の検討	<p>・安定計算・構造計算：擁壁高（全高）≥ 1mとすること。</p> <p>・載荷重：宅地の場合10kN/㎡以上、その他は実情に応じて設定すること。</p> <p>・透水路：天端から30cm下がりの位置から前面地盤線の位置まで、厚さ30cm以上とすること。</p> <p>・建設大臣認定擁壁及び特殊の材料の使用：認定の内容・仕様書に適合すること。</p> <p>・土圧等：実況に応じて計算すること。</p> <p>・地震時の検討：擁壁見え高さ5m以上とする。（水平震度：0.25）</p>		
			(2)	地盤支持力	支持力の確認	<p>・地盤支持力が、100kN/㎡を超える場合、地盤調査結果（簡易支持力測定器キャスボルを不可とする）に基づき算出された地盤の許容応力度を越えないことを確認すること。</p> <p>・地盤支持力が、100kN/㎡以下の場合、地盤の種類に応じた設計数値表の許容応力度を越えないことを確認すること。</p>		
			(3)	鉄筋コンクリート擁壁の配筋	配筋要領	<p>・主筋は30cm以下の間隔で配置すること。</p> <p>・被り厚さ（土に接する部分）：6cm以上とすること。</p> <p>・被り厚さ（その他の部分）：4cm以上とすること。</p>		
			9	くずれ石積擁壁	ア	くずれ石積擁壁の構造	構造計算	<p>・重力式擁壁として構造計算すること。</p>
	4	崖面崩壊防止施設	1	施設の設置				<p>・崖面崩壊防止施設は、原則として設置しないこと。</p>

奈良県 審査基準概要一覧表

区分				【審査基準】		
				「方針・判断基準」		
				項目	概要	
		2	施設の構造		<ul style="list-style-type: none"> ・地盤の変動等が発生した場合においても崖面と密着した状態が保持できる構造とすること。 ・土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。 ・地下水等を有効に排除することが可能な構造とすること。 	
5	排水施設	1	地表水等の排水	(1) 排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・盛り土及び切土により生じたのり面の下端 ・のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所 ・道路又は道路となるべき土地の両側及び交差点部 ・湧水又は湧水のおそれがある箇所 ・盛り土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所 ・溪流等の地表水や地下水が流入する箇所 ・排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所 ・その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所 	
				(2) 排水施設の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・堅固で耐久性を有する構造とすること。 ・コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、施工継手からの漏水を最小限とする措置を講じること。 ・排水路勾配は、原則として下流に行くに従い緩勾配とすること。 ・流速は、0.8～3.0m/sを標準とする。 ・断面の余裕高は、2割（8割水深）とすること。 ・排水路の屈曲部は、越流等について検討すること。 ・ます又はマンホールは、底に、深さ15cm以上の泥だめを設けること。 ・公共の用に供する排水施設は、維持管理に支障のない箇所に設置し、暗渠の場合は内法又は内法幅を20cm以上とすること。 	
		2	計画通水量の算定	(1) 計画雨水量の算定	降雨確率	全流域：10年確率降雨とする。
					降雨強度	<ul style="list-style-type: none"> ・大和川流域：I = 116mm/hr ・紀ノ川流域：大和川流域の値の1.20倍 ・淀川流域： " 1.30倍 ・十津川流域： " 2.50倍 ・北山川流域： " 2.80倍 ※ I = 116mm/hr：10年確率降雨の24時間降雨継続時間での10分間最大降雨強度
					流出係数	・開発区域内：0.9とすること。
				(2) 計画通水量の算定		・8割水深とすること。
				3	治水対策	雨水流出抑制施設等の審査
6	土石の堆積	1	基本的事項	ア 土石の堆積の定義	・一定期間を経過した後に除却することを前提として一時的に土石を堆積する行為のこと。	
				イ 堆積箇所の選定	・周辺への安全性を確保できる土地を選定すること。	
				ウ 土地の勾配	・1/10以下とすること。	
エ 空地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積する土石の高さが5m以下：当該高さを超える幅の空地を設置すること。 ・堆積する土石の高さが5mを超える：当該高さの2倍を超える幅の空地を設置すること。 					
オ 柵等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・空地の外周に設けること。 ・関係者以外の立入りを禁止する旨を掲示すること。 					
カ 排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の崩壊が生じないように適切な排水措置を講じること。 ・空地には排水施設を設けること。 					
		2	土地の勾配が1/10を超える場合の措置		<ul style="list-style-type: none"> ・面の勾配は1/10以下とすること。 ・空地を確保すること。 ・堆積する土石の土圧に十分に耐えうる構造とすること。 	

奈良県 審査基準概要一覧表

区分					【審査基準】	
					「方針・判断基準」	
					項目	概要
		3	空地を設けることができない場合の措置			<ul style="list-style-type: none"> ・堆積する土石の最大高さで、土圧、水圧、自重及び積載荷重により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造を有する鋼矢板等を設けること。 ・できるだけ緩やかな勾配で土石を堆積し、防水性のシートで覆うこと。
7	工事施工中の防災措置					<ul style="list-style-type: none"> ・特に隣接地においては、予期しない場合に備えて被害が及ばないよう万全の措置を講じるものとし、万が一被害発生の際には、造成主の責任において対処すること。